

監査公表第 8 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した、市立敦賀病院に係る定期監査の結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 22 年 7 月 28 日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	木	下	章

市立敦賀病院に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成22年6月29日（火）

2 監査の対象

市立敦賀病院に係る財務事務の執行状況及び経営事業の管理状況。

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿等を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務に関する事務及び事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

監査の実施に先立ち、平成21年度決算報告にあたり経営コストを分析・削減することにより経営の効率化や自立的な経営を図っていかなければならない等自治体病院のあり方について講評した。

監査においては、市立敦賀病院事業会計の財務事務の執行及び経営事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、行政財産使用許可において、その一部に衛生面で特に配慮するよう指導があった。

また、年々増加傾向にある未収金については、回収業務の一部外部委託、クレジット納付の導入などされているが、今後も徴収体制の強化を図り未収金の回収により一層に努められたい。

5 予算執行状況

市立敦賀病院の予算執行状況は別表1～1③のとおりである。